

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第7回 ワークショップ記録

日時	平成23年5月15日(日) 9:30~12:55
場所	久喜市役所4階 第3~6会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 32名 久喜市議会議員: 10名 久喜市自治振興課: 8名 (株)地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. グループ別検討 4. グループ別検討結果の発表 5. 閉会
配布資料	資料1 提言書の書式について 資料2 提言書 素案 資料3 住民投票に関する資料 報告1 第6回 ワークショップ記録 報告2 第1~8回 起草委員会記録 報告3 (仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ・ニュース 第2号(案)

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 部長あいさつ。
- ・ 配布資料の確認。
- ・ 本日の進め方の説明。
- ・ 終了時間の確認。
- ・ 議員の紹介後に、各議員がグループ別に着席。

### 2 報告事項

- ・ 起草委員会でのこれまでの検討内容を、資料に基づいて説明する。
- ・ ワークショップ・ニュース第2号の配布の案内を行う。

### 3 グループ別検討

- ・ グループに分かれ、素案を基に各担当テーマの文案の精査・検討を行った。
- ・ グループ別に、住民投票と危機管理について検討を行った。

### 4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー(またはグループの進行役)により、検討内容の発表を行った。
- ・ 提言書における住民投票の表記について、全体で討議を行った。結論は出せなかったため、起草委員会で再検討することとした。

- ・ 提言書の書式は、【条例に盛り込む内容】及び【解説・背景】の他に、「はじめに」や「参考資料」を付けることとし、詳細は起草委員会に委ねることで概ね合意された。

## 5 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認した。

## 1. 「参加・協働」グループ

### 1. 「1. 前文」

- ・ “条例に盛り込む内容” は分かりやすくなって良かった。

### 2. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

##### 【新しい公共の原則】

- ・ “解説・背景” の説明は分かりやすい。
- ・ 「前文」にあるように、「時代が大きく変貌し、地方自治の再構築が要請されている」ことなどを受けた内容を指していると思われる。
- ・ しかし、「条例に盛り込む内容」の表現では、いきなり「新しい」という言葉が付いてくることから、「古い公共の原則」ということがあるのか、普遍的な「公共の原則」とは何なのかといった余分な疑問も出てきてしまう。
- ・ 「新しい公共の原則」という言葉自体、少し使い古されて来ているようにも感じられる。（議員）
- ・ 今現在の必要な公共の原則と、今後に創り上げていくべき公共の原則という内容にすることが求められていると考える。
- ・ 意味が明解ではない新しい言葉はできるだけ避けたい。定義の必要な言葉は増やさない方がよい。

### 3. 「5. 情報共有」

#### 1) 情報の公開及び共有

##### 【公文書の公開制度と情報公開】

- ・ “条例に盛り込む内容” の1項目で、「公文書の公開制度を確立する」とあるが、制度的には「確立」されているはずであり、適切な「管理、運営をしていく」ことが重要である。
- ・ 「公文書の公開制度」が確立されていたとしても一方通行の情報公開で、情報共有が完成しない場合もあり、市民の側からの「知る権利」、「情報公開を求める権利」を明記しておくことが必要である。
- ・ 情報共有ができていないときの市民側の拠り所となる条文が必要である。記述する場所としては、「情報共有」の中とすることもよいが、「市民の権利」のところに書き込むことなども考えられる。

##### 【情報の有効活用の整理】

- ・ “条例に盛り込む内容” の2項目は、“3) 情報の有効活用等” の“条例に盛り込む内容” とほぼ同じ内容であり、“3) 情報の有効活用等” に移動して整理した方がよい。

##### 【総合的な情報化の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容” の2項目の1行目にある「総合的な情報化」という言葉の内容がよく分からない。「総合的な」を取り除いた方がよい。

### 【市民の持つ情報の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「市民の持つ情報を積極的に提供していく」は、個人情報的な内容をイメージしてしまうが、ここでは市民が感じている地域での問題状況など、場合によると苦情と取られるような内容とも理解しておくべきであろう。

### 3) 情報の有効活用

#### 【情報の有効活用の整理】

- ・ “1) 情報の公開及び共有”の2項目と併せて整理する。
- ・ 市の持っている情報と市民の持っている情報との両者を互いに共有して活用する、ということをつかりやすく表現できれば良い。(議員)
- ・ 実際の問題として、震災時などの住民の安否確認のためのリスト作りでは、行政の持っている情報が個人情報ということで使えないということで、大変な労力と時間を費やしている。

## 4. 「6. 参加・協働」

### 2) 市民の行政への参画

#### 【予算と市民参加】

- ・ “条例に盛り込む内容”には「政策の立案」「各段階において市民が参画できるよう」とあるが、実際に市民が知るのは予算化された後の場合がほとんどであり、現実的には難しいことである。そのことを、“解説・背景”の中では触れておいて欲しい。
- ・ 予算は検討の段階で市民に公開されている。その段階で、住民直接請求などの手立てを取ることができる。(議員)
- ・ 次の“3) 附属機関(審議会等)への市民の参加”ということも、政策立案段階への市民参加のひとつと考えられる。(議員)

### 3) 附属機関(審議会等)への市民の参加

#### 【基本条例としての内容】

- ・ この項目は、市民参加条例で定める内容であり、基本条例としての「自治基本条例」の内容とは少し趣を異にしている。

#### 【主語の明確化】

- ・ この項目は、主語が明記されていない。「努めます」や「審査します」という主体をはっきりさせる必要がある。

#### 【市民の多様な意見と無作為抽出】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の1行目の「多くの市民」、2項目の「公募委員数の枠の拡大」など、人数的な内容が目立つが、市民の持つ多様な意見が反映されることが重要である。(議員)
- ・ 市民の思いが伝わるようにということで、公募ではなく無作為抽出による委員の選任をという意見もあった。(議員)

## 5. 1 1. 住民投票について

### 【個別型か常設型か】

- ・ 個人的に常設型には反対である。弊害が多く、住民投票の必要な大きな問題となれば、個別型でも十分に対応可能である。（議員）
- ・ 合併後のまちづくりの方向や震災復興などの大きな事案があるときに、住民投票を行いやすくしておくことが大切である。常設型が良い。弊害があるということに対しては、むやみに濫用できないような内容にしておけば済むことである（議員）。
- ・ 限られた時間での議論で、グループとしての結論を出すことはできない。

## 6. 危機管理について

### 【文案の整理】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目と2項目はほとんど同じ内容である。まとめても良い。

### 【連携の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「連携」というのは、例えば今回の地震における液状化に対して市としてどういうことができるかといった場合に、連携を図るというイメージだと思う。（議員）
- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目は当たり前のことで、連携できるところと連携していけば良い。

## 7. その他

- ・ その他の項目については、起草委員に一任する。
- ・ 全体的な構成として条文は少なく、文章は短くと考えていたことから、できるだけ、まちづくりに必要な範囲とすることを希望する。
- ・ 例えば「努めるものとします」と「努めます」などの言葉の整理も必要である。
- ・ 提言本文ではないが、PRや解説にあたって、絵や図を中心として簡潔に内容が伝えられる工夫が望まれる。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

### 【コミュニティ】

- ・ 「～地域の課題解決に能動的に取り組む～」の「能動的」は理解がしにくい。
- ・ 「能動的」は抽象的で違和感がある。
- ・ 「能動的」は、辞書では「自己の作用を他に及ぼすこと、働きかけること」の意味で、この趣旨からすると、行政の支援との関係で矛盾が出てこないか。（議員）
- ・ 「能動的」を「積極的」にしたらどうか。
- ・ 文章全体がしっくりこないなので、旧久喜市などの条文を参考に全文を修正したら良いと思う。

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながりをいいます。」と修正する。

#### 【新しい公共の原則】

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「…適切に役割分担する…」を「…適切に公共の領域を担うことを新しい公共の…」と修正する。

## 2. 「7. コミュニティ」

### 1) コミュニティ

#### 【主語の明確化】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の主語を明確にするために、最後の“コミュニティ活動”を最初に持ってきた方が分かりやすい。
- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「行政」を「市」にする。コミュニティ活動は、議会・議員も一緒に支援し、協働しながら行っていく内容なので、執行機関だけの役割ではなく、議会の役割でもある。（議員）
- ・ “解説・背景”の5・6項目の「行政」を「市」にする。（議員）
- ・ 議員の意見を取り入れ、「行政」を「市」に修正する。

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目を「コミュニティ活動は、安全・安心で市民が～役割を担っています。」と修正する。
- ・ 2項目の主語を「行政」から「市」に修正する。

### 《解説・背景》

- ・ 5項目と6項目の主語を「行政」から「市」に修正する

#### 【自発的の印象】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「自発的に参加するよう努める」は、自発性を強要しているように取られる心配がある。
- ・ 「自発的」を「積極的」にしたらどうか。
- ・ 「積極的」でも、強要しているイメージがぬぐえない。
- ・ 「参加するよう努める」を「参加することが出来る」にしたらどうか。（議員）
- ・ 「参加することが出来る」では、表現が弱い感じがする。出来たら、一歩前進する形にしたい。
- ・ 自発的にを削除したらどうか。

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「自発的に」を削除する。

#### 【地域の自主的な課題解決】

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「地域の自主的な課題解決のため」は、1項目にも同様な表現があり削除する。

### 【市民が主役のコミュニティ】

- ・ “条例に盛り込む内容”の順番で、2項目と3項目を入れ替える。コミュニティは市民が主体で進めるべきものであり、行政はそれを補助する立場なので、市民を先に表現する。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2項目と3項目の順番を入れ替える。

#### 【解説・背景の整理】

- ・ 各項目とも、盛り込む内容の解説文章と背景説明の文章が混同しているので、解説の文章を盛り込む内容に順番に合わせて前に持ってきて、背景の説明となる文章を後に持ってくる。
- ・ 同様の意味で、解説・背景を分類した方が良い。（議員）

#### 《解説・背景》

- ・ 順番を入れ替え、2項目を6番目に持っていき、順次、繰り上げる。

#### 【コミュニティの位置づけ】

- ・ “解説・背景”の1項目の「位置づけます」を「位置づけています」とする。新たに位置づけるようなことではなく、今までもコミュニティ活動をこのような趣旨で位置づけていた。（議員）
- ・ 確かに「位置づけます」では今まで何もしてこなかった趣旨に取られるので、「位置づけています」が良いと思う。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「位置づけます」を「位置づけています」とする。

#### 【補助金と権限】

- ・ “解説・背景”の5項目の「補助金や権限」の表現は、具体的にどのような内容か分かりにくい。
- ・ 「権限」の範囲をどこまでとしているのか、それを理解していないと混乱すると思う。（議員）
- ・ 権限の内容としてイメージされるのは、コミュニティ施設の管理運営を地域に移管することなどである。施設のランニングコストは市が持つことになる。
- ・ 権限というと、市民はもっと大きな行政権限などをイメージするので、ここでは表現が適当でないと思う。
- ・ 「補助金」について、今は使い方や配分を市が決めているが、地域から見るとそれが実態にそぐわずに苦労している面がある。地域の実情に応じて補助金の使途や分配を決めるなど、もう少し詳しい表現にした方が市民には誤解が生じにくく、適切かもしれない。

#### 《解説・背景》

- ・ 5項目の「権限」を「役割、機能」とする。
- ・ 5項目の「補助金」を「補助金の配分」にする。

#### 【実現への取り組み】

- ・ “解説・背景”の6項目の「めざします」を「めざしています」とする。1項目と同じ理由で、今までも市はめざしていた。（議員）

- ・ 今までめざしてきて、これからも引き続きめざしていくことを示す趣旨から「めざしています」が良い。

#### 《解説・背景》

- ・ 6項目の「めざします」を「めざしています」とする。

### 2) コミュニティ活動への支援

#### 【活動支援と市民参加条例】

- ・ コミュニティ活動支援については、どこでそれを具体的に受けて行うのか、この条例の文面では不十分と感じた。
- ・ 市には市民参加条例や市民活動推進条例があり、現在、各種のコミュニティ活動団体が補助金を受けている。
- ・ 市民活動推進条例等が市にはあるが、それとの関係を示す必要はないか。（議員）
- ・ 自治基本条例の考え方を受けて支援を行うための根拠となるものが明確になっておらず、この条例を受ける形の市民参加条例や市民活動推進条例との関係を明確にする必要があるだろう。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「行政」については、補助金等の予算執行権は行政にあるので、ここは「行政」が良い。（議員）

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の語尾部分を「活動補助金等の支援を行うため、別に条例に定めるものとします。」とする。

#### 《解説・背景》

- ・ 項目の順番について、1)での入れ替えを受けて、1項目を3番目に移動して順次繰り上げる。

### 3. 「11. 住民投票」

#### 1) 住民投票の必要性及び形式

##### 【市民が出来ることの宣言】

- ・ 久喜市の合併の時に、住民投票をやるべきかどうかで議会も分かれた。そのようなこともあり、住民の意思を反映できるためには住民投票は大事なことだと思う（議員）。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「市長は・・・住民投票を実施します」は、市長の権限があまりにも大きくなる感じがする。また、市民が主体であることを考えたら、市民を主語にして、市民はできるという趣旨の宣言にする。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目を「市民は、市政に関する重要な事項について市民の意思を明確にし、市政に反映するため、住民投票を実施することができます。」とする。

##### 【個別型か常設型か】

- ・ 両論併記ではなく、どちらかにして提案するのが良いだろう。
- ・ 常設型が良いと思うが、濫用を避ける内容にすべきで、別途定めることになる条例の内容は十分検討して欲しい。

- ・ 個別型が良いと思う。市議会は市民から選ばれた議員で構成されているので、本来、市議会は市民の意向を反映したものになるはずだ。
- ・ 常設型は、デメリットとして資料では濫用の心配があり費用負担に問題があるとあるが、10年先、20年先のまちの将来の方向を決まるのであれば、費用がかかっても住民投票をやるべきと思う。市長や議会の判断でそのようなときに住民投票をやらないのは将来に禍根を残す。常設型が良いと思う。しかし、濫用を防止する仕組みは必要であると思う。
- ・ 合併の時、住民投票をしなかった市長や議会の動きは、市民の意向と合っていないという感じがした。あの時の市民は、住民投票を望んでいた人が多かったと思う。そのようなこともあるので常設型が良いと思う。（議員）
- ・ 常設型で、請求要件のハードルを高くする。
- ・ 議論が少なく、判断がつかないので保留にするのが良いと思う。
- ・ メンバーの意見は常設型5人、個別型1人、保留1人（参加議員2名は除く）であるが、私は個別型の提案に確たる思いがあるわけではなく、他の皆さんは常設型が良いという意見が多く、濫用を防ぐことを明確にして常設型で提案されても良いと思う。
- ・ 保留としたのは、どちらも一長一短で判断が付かないが、住民投票ができる事が重要だと思うので、常設型が良いという意見も多く、グループが常設型で提案しても良いと考えている。
- ・ グループとしては常設型を提案する。

#### 4. その他

##### 【ワーキンググループへの提言書の示し方について】

- ・ 今回の提言書素案は分かりにくい。追加、削除、修正が分かるように示して欲しい。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. 「8. 行政」

##### 1) 総合振興計画の策定

##### 【見直しに努めるとする表現】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目で、「見直しに努めます」はきちんと行うという意味であり、逐条解説へその旨を記載してほしい。
- ・ この見直しの規定は必要である。見直しは議員の務めでもある。（議員）
- ・ 「見直しに努めます」は一般的であり、適切な表現である。（議員）

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案が良い。

##### 2) 透明性の確保・説明責任

##### 【計画の挿入】

- ・ 「政策」だけではなく「計画」の言葉も入れたい。

## 【条文と実際】

- ・ 基本的なスタンスとしては良い。（議員）
- ・ 文案はこれで良いが、実際として、広報に掲載してあるという対応だけではなく、職員によるフォローも必要である。

## 【主語】

- ・ 主語は「市」でも良いのではないか。（議員）
- ・ 予算の提出権は市長にあるため、「政策」の意味合いに予算が含まれる場合、「市」とするのはいかがか。（議員）

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 主語は素案のまま「行政」で、文案もこのままで良い。

### 3) 行政評価

#### 【“市民を入れた”の表記】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目で、「市民を入れた」はきつい表現かもしれない。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目と3項目は、意味合いとして重なっているように思われるが、ワークショップの意見として理解できる。（議員）
- ・ 行政には良い発想を行うことが求められるため、「市民を入れた」の表記は残しておいた方が良い。
- ・ 良いプレッシャーの意味でも、この表記は入れた方が良い。（議員）

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 4) 財政

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 5) 市長の責務

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 6) 職員の責務

#### 【横断的の現状】

- ・ この箇所は、別の法律に書かれている重要な事項である。特に、「横断的」な部分は弱いため、ここで記しておくことは良い。（議員）
- ・ 語尾が「しなければならない」と「責務がある」と2重になっているので、「責務がある」としたらどうか。

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目で、語尾を「職務を遂行する責務があります」とする。

### 7) 意見・要望・苦情等への対応

#### 【公共の視点】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「公共の視点」の意味は理解できるが、その前に「市民全体の利益のために」とあるため、「公共」は除いても良いのではないか。
- ・ 前段の「市民全体の利益のために」は目的で、後段の「公共の視点」は手段である。
- ・ 個人レベルの要望等も市民全体の利益となる場合もある。（議員）

### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 1つ目の文案で、「市民全体の利益のために公共の視点から」を「市民全体の利益のための視点から」と修正する。

### 8) 行政手続き

#### 【届出と処分】

- ・ 旧条例と比較すると、“条例に盛り込む内容”で「届出」が抜けている。
- ・ “条例に盛り込む内容”の「処分」という言葉は分かりづらいかもしれない。（議員）
- ・ 「処分」はこのままで良いのではないか。
- ・ 主語が「市」となっているが、議会は行政手続きに関与できないため、主語に議会も含まれる「市」はおかしいのではないか。（議員）
- ・ それはおかしいので修正した方が良い。

### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 「届出」がないため、「処分、不利益処分、行政指導、届出に関する」と修正する。
- ・ 主語を「行政」に修正する。

## 2. 住民投票について

#### 【個別型か常設型か】

- ・ 議会の議決を経ない常設型が良い。
- ・ 住民の直接請求権としての常設型が良い。（議員）
- ・ 個別型で問題ない。
- ・ 常設型だと案件を後回しにしたり、対応が慎重すぎたりするため、個別型の方が良い。（議員）

#### 【提言書における住民投票の表記】

- ・ グループ内でも意見が分かれているため、行政グループとしては「両論併記」での記載と考える。

## 3. 危機管理について

#### 【提言書への記載】

- ・ 合併後の新市において、防災計画やハザードマップはない。（議員）
- ・ 合併前の旧市町には防災計画等は存在した。
- ・ 「防災課」なるセクションがあっても良い。
- ・ 今般の東日本大震災の影響も考慮し、行政グループとして提言書へ項目として入れることに賛成。

#### 【久喜市の問題点】

- ・ 今回の震災で、防災無線が聞こえない問題点や、避難して来た方々を受け入れた後の市としての対応の欠点が初めて見えてきた。
- ・ 今回の震災や地震もそうであるが、今の久喜市で一番危機的なのは、利根川の氾濫である。利根川の堤防は弱いため、その水害対策をしっかりと行うことを逐条解説に入れてほしい。

### 【危機管理の文案】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目で、市の役割として「情報の提供に努める」といったことが抜け落ちている。（議員）
- ・ 情報提供を入れた方がよい。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2項目で、市は「情報の提供に努める」という文章を追加する。

## 4. その他

- ・ 未検討の部分については、起草委員会に一任する。

## 4. 「議会」グループ

### 1. 「9. 議会」

#### 1) 議会の責務

- ・ 全体として、記述されていることに賛成である。

#### 【告示の表現】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「告示」という言葉は行政が使う言葉であり、用語としては相応しくないのではないか。（議員）
- ・ それなら修正した方がよいのではないか。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 3項目の「告示」は「公表」という言葉に修正する。

#### 【市民の福祉】

- ・ “条例に盛り込む内容”の4項目の「市民の福祉のために」とあるが、市民の福祉をどのようにしようとするのかが不明である。（議員）
- ・ 市民福祉の向上という表現にしたらどうか。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 4項目の「市民の福祉のために」は、「市民福祉の向上のために」と修正する。

#### 【適正な議員数】

- ・ “条例に盛り込む内容”の4項目の「適正な議員数により」から「最少で」という言葉を削除したことには同意するが、このことについて議員の意見を伺いたい。
- ・ 現在の久喜市の議員数は多いのではないと思われる。議会にとって大切なことは最少の経費で最大の議会機能を発揮することだが、最大の議会機能を発揮するにも経費が必要であり、そのための議員経費は必要である。議員もボランティアで議員活動はできないし、仮に、ボランティア的に無償で議員活動を行うとすると、財政的にゆとりのある特定の人しか議員活動はできなくなる。（議員）
- ・ 地方自治体における二元代表制は将来も変わらないと思われる。「適正な議員数」ということについては、全体予算の枠の中で現在の議員定数が定められていると思うが、議員数は少し多いようにも思われる。具体的な議員数について、例えば小学校区に一人の議員数が良いのか、中学校区に一人の議員数が良いのかは分からないが、いずれにしても多様な市民の声を反映するためには一定の数の議員が必要と考

える。但し、議員の経費については、議会でも議論をする必要があると考える。(議員)

## 2) 議員の責務

- ・ 全体として、記述されていることに賛成である。

### 【議会での議論】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目に「市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するようにします」とあるが、市民の意見を100%反映するのが正しいこととは思っていない。間違った市民の意見もある。そこに、合議機関としての議会の役割があると考え。(議員)
- ・ 議員は、議員の責務として、市民の意見を積極的に聴くことの重要性があることからの提言としての表現になっているが、議員は議会ですっかり議論をすることの責務がある。したがって、「市民の意見を積極的に把握し」と「市政に反映するようにします」との間に、「議会でのしっかりした議論を踏まえて」といった議会の機能について触れた記述とする。
- ・ 行政の長にはリーダーシップが求められており、議会には合議制が求められている。しかし、議会の中でしっかりした議論が行われているかといえば、必ずしもそうではないのが現実かと思う。今後、議会と市長とがしっかりした議論を行うようにしていく必要があると考える。そうした必要性などを勘案して、新たな議会基本条例の制定を目指している。(議員)
- ・ 市民の意見を聴く努力はしているし、議員としての自らの考え、意見を述べることは行っている。しかし、予算編成権は議会にないので、多様なビジョンを打ち出すにしても一定の困難さがある。したがって、議会での議論をしっかり行っていくことが重要なことと考える。(議員)

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします」に「議会での十分な議論を踏まえて」を挿入し、「市民の意見を積極的に把握し、議会での十分な議論を踏まえて、市政に反映するように努めるものとします。」とする。

### 【議会報告会】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「議会報告会」は議員が行うのではなく、議会として議会報告会を行うのではないか。したがって、主語は議員ではなく議会ではないか。(議員)
- ・ これまでの議会グループでの議論は、例えば会派としてはなく、一人一人の議員が自分の考えをもって「議会報告会」をしてもらいたいという思いがあって提言しているので、やはり主語は議員である。

### 【多様な手法の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「多様な手法により」とは、どのような手法を指しているのか。(議員)
- ・ テレビ中継による議会報告やウェブサイトによる議会中継である。例えば、伊豆市ではウェブ上で議会中継が見られるようになっている。

- ・ ウェブサイトによる議会中継は予算が掛かりすぎるとの判断から、できないという結果になっている。（議員）

## 2. 住民投票について

### 【個別型か常設型か】

- ・ 条例に盛り込む内容として、個別型の住民投票制度を提案する。
- ・ 常設型を提案する背景には議会への不信があり、常設型の住民投票制度は議会不要論にも繋がりがねない。
- ・ 議会の責務、議員の責務について議論してきた議会グループとしても、議会への不信はあるが、一方ではしっかりと議会の責務、議員の責務を果たして欲しいという思いで議論し、提言してきた。そうした経緯と、グループとしての立場からは個別型にすべきだと考えている。

### 【濫用と基準】

- ・ “解説・背景”の3項目に「住民投票の濫用を避ける」とあり、また「住民発意による住民投票が絶対に不可能にならない要件」とあるが、個別型の住民投票制度にして、地方自治法74条の条例制度請求権の「総数の50分の1以上」の規定を緩和する方向は考えられないか。

## 3. 危機管理について

- ・ 条例に盛り込む内容は賛成である。
- ・ “解説・背景”の3項目に「自助・共助」が謳われているが、災害時などの危機管理には「公助」がまず一番に重要なことである。ボランティアのマッチングを行うにしても、防災倉庫の設置などのしっかりした防災体制を組み立てるにしても、行政の果たす役割は大きい。従って、「14. 危機管理」の“解説・背景”には「公助」についての記述をして欲しい。

## 4. 提言書の書式について

- ・ 資料1で示された書式でもって「了」とする。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

#### 【新しい公共の原則】

- ・ 新しい公共の原則はもう少し内容の検討が必要ではないか。概念自体に問題があるように思われる。（議員）

### 2. 「6. 参加・協働」

#### 3) 附属機関（審議会等）への市民の参加

- ・ 附属機関、審議会等への市民の参加枠の拡大と尊重にさらに努めてほしい。（議員）

### 3. 「7. コミュニティ」

#### 1) コミュニティ

- ・ 地域に補助金や権限を委譲と書いてあるが、具体的にはどのようなことか。従来の補助金の使い方は、役員の飲食代に消えるなど問題があり、疑問がある。

### 4. 「8. 行政」

#### 4) 財政

- ・ 地方公共団体の統一形式である現在の財政報告は一般の市民には分かりにくいので、例えば企業会計に沿った形などの例示を“解説・背景”の2項目の文に入れて分かりやすく示したらどうか。

#### 《解説・背景》

- ・ 2項目を「市の財政状況等を例えば企業会計に沿った形式にするなど市民に分かりやすく～」とする。

#### 7) 意見・要望・苦情等への対応

- ・ 現在はどこに苦情や意見等を持っていったらよいか分からないので、処理をシステム化することが必要だ。例えば窓口の一本化等、市民が分かりやすい仕組みとすることが必要だ。

### 5. 「9. 議会」

#### 1) 議会の責務

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「議決機関としての機能を持続的に健全に維持する」の意味がよく分からない。（議員）

#### 2) 議員の責務

- ・ 市民福祉の向上と市政発展の項は重要なので賛成。（議員）

### 6. 「10. 条例の実効性担保・運用」

#### 3) 検証及び見直しの組織

##### 【委員の選出方法について】

- ・ 学識経験者を入れることは賛成だ。（議員）
- ・ 無作為抽出は、実際に実行するのは難しいのではないか。
- ・ 例示としては必要だと思うので、無作為抽出の前に「例えば」を追加したらどうか。

#### 《解説・背景》

- ・ 2項目に「例えば」を追加して「～メンバー構成とするため、例えば無作為抽出～」とする。

##### 【活動回数について】

- ・ 見直しや実績の検証などをしっかり、定期的に行うことは重要だ。（議員）
- ・ 年一回の活動では形式的な報告だけになってしまい、検証は難しいのではないか。常設か非常設か、委員会発議か諮問かを盛り込んでいた方が良いのではないか。諮問型だけでなく、提案型の会議も必要だと思う。（議員）
- ・ それは既に内容に含まれているので必要ない。ただ、年1回しか活動しないように見えるのであれば、修正した方が良い。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「年1回定例会を開催します」を、「年数回定例会を定期的に開催します」と修正する。

#### 【見直し組織の検討結果の尊重について】

- ・ 検討結果を尊重するという文を入れないと、結果を伝えても反映されないのではないか。（議員）
- ・ そうであれば、尊重してもらうことが必要なので検討結果を尊重するという一文を入れる必要がある。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2項目を「市は、検証及び見直し組織による見直し結果を尊重することが必要です。」と修正する。

#### 4) 条例の普及啓発

- ・ 他の条例に定めるとい文章が提言書のあちこちにあるが、他に定めた場合に市民に周知されるのか疑問だ。条例の普及啓発と合わせて他に定めた条例等も知らせてほしい。
- ・ 条例の普及啓発は積極的で良い。
- ・ 啓発は積極的に賛成。（議員）

#### 《解説・背景》

- ・ 新たに、「条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定めるとした部分も合わせて知らせていくことが必要です。」の文章を追加する。

## 7. 「11. 住民投票」

### 1) 住民投票の必要性及び形式

#### 【個別型か常設型か】

- ・ これまでグループでメリット・デメリットも含めて議論してきた内容なので、グループの意見を尊重してほしい。
- ・ 住民投票を両論併記とする場合、形式の内容を決める時はどのようにして決めるのか。不明な点が多いので、提言書で個別型か常設型のどちらかを決めた方が良いのではないか。
- ・ 両論併記とすると条例制定時には個別型になってしまうので、提言は常設型とすべきではないか。（議員）
- ・ 常設型の住民投票に賛成。関連する項目を別に条例で定めることについても賛成だ。（議員）
- ・ 従来通りの個別型では、特に市長が制定できる規程において、市民と議会の意向を十分に反映できない。（議員）

### 【濫用に対する懸念について】

- ・ 常設型の住民投票の濫用を防ぐ仕組みを“解説・背景”で触れた方が良い。

#### ≪解説・背景≫

- ・ 濫用を避けるために、「住民投票を実施するために必要な連署数は有権者の1/5程度を想定します。また、投票の成立要件は投票資格者の1/3以上を想定します。」の文言を追加する。

### 【投票結果の尊重について】

- ・ 投票内容に関する情報は正確に迅速に知らせることが重要なので、“解説・背景”に書かれている内容に賛成だ。（議員）
- ・ 投票結果については、尊重と書くと市長が可否の決定をするように見えるので、民意が反映されないのではないかという懸念がある。
- ・ 投票結果は必ず公表されるので、市長がその結果に反した決断をする場合は政治生命をかける必要があり、尊重で大丈夫だと思われる。
- ・ 市長が住民投票の結果を尊重することは賛成だ。むしろ結果を受け直ちに関連の手続きを取ることが大切だ。（議員）

## 8. 「12. 条例の位置づけ」

- ・ 自治基本条例の最高規範としての位置づけや意識は大切だ。（議員）

## 9. 危機管理について

- ・ 震災などがあり、設けた項目の追加は賛成だ。
- ・ 危機管理について追加は良い。（議員）